

財産承継の成功事例から学ぶニュースレター

NEWSLETTER

2023.4. Vol.158

財産承継 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『夫婦それぞれが、お互いに全財産を相続させる内容の自筆証書遺言作成サポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート◎
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは。
財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

年度末に、遺言作成サポート案件が立て続けに4件ありました。

1件目は、今回のサポート事例でご紹介する夫婦の自筆証書遺言作成サポート。2件目は、二男にクリーニング店を継がせるための公正証書遺言作成サポート。3件目は、海外赴任を控える子供のいない夫婦が妻に全財産を相続させる内容の公正証書遺言作成サポート。4件目は、アメリカ在住の日本人の方の自筆証書遺言作成サポート（当職を遺言執行者に指定）です。

遺言作成ニーズが広がっていると実感した出来事でした。

<サポート事例>

『夫婦それぞれが、お互いに全財産を相続させる内容の自筆証書遺言作成サポート』

★この事例のポイント

- 夫婦それぞれが、お互いに全財産を相続させる内容の遺言書を作成しておきたい
- 近い将来、夫婦それぞれの財産が大きく変動する予定がある
- 夫婦それぞれの自筆証書遺言の作成をサポート

100年続く老舗のお店を経営されているS様ご家族。昨年、取引先の信用金庫様からのご紹介で、S様のお母様の相続手続きを当事務所でサポートさせていただきました。

今回は、S様の奥様からのご相談です。

最近、ご友人と話をしてから、自分に何かあったときに備えて遺言書を作成しておきたいと考えているとのこと。内容は、S様ご夫婦それぞれが、お互いに全財産を相続させる、というものでした。

一方で、現在、
・S様は、自宅兼賃貸マンションの建て替え資金の融資が決まり、年内に着工して、来年建物が完成する予定
・奥様は、昨年亡くなった実母の遺産分割協議がまだ確定していない
といった事情があるとのこと。

そこで当事務所では、遺言書には大きく分け、自分で全文を書く自筆証書遺言と、公証役場で作成する公正証書遺言があること。また、その

つづき↓

メリット・デメリットをご説明。その結果、今回は夫婦それぞれが自筆証書遺言を作成し、
・ 自宅兼賃貸マンションの建て替えが完了
・ 奥様の実母の遺産分割協議が確定
して、互いの財産状況がはっきりしてから、公正証書遺言で遺言を再作成する方針となりました。

その後、夫婦の自筆証書遺言の案文を当事務所で作成。遺言作成日当日は、当職立会いのもと、夫婦それぞれが遺言書を自書。作成した遺言書を封筒に入れて封印するところまでをサポートさせていただきま

<お客様の声>

「やっぱり残された人たちのためにもきちんとし

ておいた方がいい」(東京都新宿区 T.S 様 70 歳)

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

昨年、母が亡くなって、今も遺産分割手続きの最中なのですが、弁護士さんが間に入ったりして、いろいろと大変で。

最近、仲良しグループで食事会をしたのですが、お友達も、「うちの親のときはアパートを持っていたから大変だった」「へそくりもオープンにして、法的にきちんと分けないといけない」など、相続で大変だったことが話題になりました。

私はそのあたりの知識が無知で。私には4人の子供がいますし、年が年だし、「やっぱり残され

た人たちのためにもきちんとしておいた方がいい」と思ったんですよね。そんなことを主人に話したら、「(ご主人のお母様の相続手続きで)この前お世話になった銚立さんに相談してみよう。早くやった方がいい」ということになりました。

——実際に業務を依頼(自筆証書遺言作成サポート)されてみていかがでしたか？

まだ実感はわかりませんが、これで何かあってもひとまずは大丈夫かなと。(遺言書が)無いよりは、あった方が確実に良いと思いますので。

こういうのをまったく作っていないと、残された人たちの考えはそれぞれ違うでしょうから、話し合いも大変だと思います。

私たち夫婦が活着ている間は、子供に相続させるのではなく、夫婦それぞれが、どちらかに財産を移す。今の段階ではその方がいいと思っています。これから私たち(夫婦)もいつ施設に入るかわからないじゃないですか。そうなったら、子供たちのお世話にならないように、私たちの財産で費用をまかないたいと思っています。そのためにも、遺言書は必要だと思いました。

——どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

相続で、残された人たちにもめてもらいたくない人ですよね。もめるきっかけが親の財産で、そのために兄弟の仲が悪くなったとしたら、親として辛いですから。

<編集後記>

先月、誕生日を迎えて49歳になりました。とうとう50歳目前です。顔が童顔のせいなのか、よくお客さんや取引先から「お若いですよ」と言われたり、自分でもこれまで「若手」と思い込んでいた節があったりしたのですが。プライベートでは、3歳息子と全力で遊びながら、日々体力の衰えを感じています(汗)。何はともあれ、40代最後の1年。頑張っていこうと思います。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください!